



平成 29 年 1 月 20 日

各 位

会 社 名 芙蓉総合リース株式会社
代表者名 代表取締役社長 辻 田 泰 徳
(証券コード：8424、東証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長 吉田 哲也
電話番号 03 - 5275 - 8891

アクリーティブ株式会社株式（証券コード：8423）に対する公開買付けの結果

及び子会社の異動に関するお知らせ

芙蓉総合リース株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 12 月 14 日付の取締役会決議により、アクリーティブ株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、証券コード：8423、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 28 年 12 月 15 日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 29 年 1 月 19 日をもって終了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 29 年 1 月 26 日（本公開買付けの決済の開始日）付で対象者は当社の連結子会社となる予定ですので、併せてお知らせいたします。

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

芙蓉総合リース株式会社
東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号

(2) 対象者の名称

アクリーティブ株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
21,859,000 株	21,859,000 株	21,859,000 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（21,859,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（21,859,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府

令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 公開買付け期間の末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者普通株式についても、本公開買付けの対象としております。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成28年12月15日(木曜日)から平成29年1月19日(木曜日)まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は平成29年2月2日(木曜日)まで(30営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、520円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数(30,912,484株)が買付予定数の下限(21,859,000株)に達し、かつ、買付予定数の上限(21,859,000株)を超えたため、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成29年1月20日に東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	30,912,484株	21,859,000株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	30,912,484	21,859,000

(潜在株券等の数の合計)	—	(—)
--------------	---	-----

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	218,590 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主の議決権の数	428,587 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成28年11月9日に提出した第18期第2四半期報告書(以下「対象者第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成28年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株主についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期報告書に記載された同日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(43,427,500株)から、対象者第2四半期報告書に記載された同日現在対象者が保有する自己株式数(566,800株)を控除した株式数(42,860,700株)に係る議決権の数(428,607個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(30,912,484株)が買付予定数の上限(21,859,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとしました。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成29年1月26日(木曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送いたします。

買付けは現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以降遅滞なく、公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成 28 年 12 月 14 日付で公表した「アクリーティブ株式会社株式（証券コード:8423）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

II. 子会社の異動について

1. 異動の理由

本公開買付けの結果、対象者は、平成 29 年 1 月 26 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の連結子会社となる予定です。

2. 異動する子会社（対象者）の概要

(1) 名称	アクリーティブ株式会社		
(2) 所在地	東京都中央区新川一丁目28番44号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 菅原 猛		
(4) 事業内容	アセットビジネス事業、ソリューション事業、その他事業		
(5) 資本金	1,224,823千円（平成28年9月30日現在）		
(6) 設立年月日	平成11年5月17日		
(7) 大株主及び持株比率 (平成28年9月30日現在)	株式会社ドンキホーテホールディングス	48.52%	
	T&Y Venture Partners業務執行組合員吉田直樹	7.24%	
	株式会社オムニグループ	5.74%	
	センコー株式会社	3.99%	
	CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY（常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	2.76%	
	ノムラ シンガポール リミテッド カスタマー セグ エフジエー1309（常任代理人 野村証券株式会社）	2.27%	
	BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS（常任代理人 バークレイズ証券株式会社）	1.43%	
	日本証券金融株式会社	1.25%	
	ジェーピーエムシー エヌエイ アイティーエス ロンドン クライアント アカウント モルガン スタンレイ アンド カンパニー インターナショナル（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.10%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	0.94%	
(8) 上場会社と対象者の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社は、対象者との間で事務機器等のリース取引を行っております。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(9) 対象者の最近3年間の連結財政状態及び連結経営成績			
決 算 期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
連 結 純 資 産	3,963 百万円	5,429 百万円	7,391 百万円
連 結 総 資 産	19,644 百万円	20,895 百万円	21,460 百万円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	92.39 円	126.66 円	170.89 円

連 結 売 上 高	2,932 百万円	3,346 百万円	4,276 百万円
連 結 営 業 利 益	1,110 百万円	1,448 百万円	1,845 百万円
連 結 経 常 利 益	1,143 百万円	1,486 百万円	1,851 百万円
連 結 当 期 純 利 益	1,177 百万円	1,456 百万円	1,730 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	27.38 円	33.96 円	40.36 円
1 株 当 たり 配 当 金	—円	2.3 円	3.6 円

(注) 「(7) 大株主及び持株比率(平成 28 年 9 月 30 日現在)」における持株比率は、対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合(小数点以下第三位を四捨五入)を記載しております。

3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	一株 (議決権の数：一個) (議決権所有割合：—%)
(2) 取得株式数	21,859,000 株 (議決権の数：218,590 個) (議決権所有割合：51.00%)
(3) 取得価額	アクリーティブ株式会社の普通株式 11,366,680,000 円
(4) 異動後の所有株式数	21,859,000 株 (議決権の数：218,590 個) (議決権所有割合：51.00%)

(注1) 「議決権所有割合」は、対象者第2四半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(43,427,500 株)から、対象者第2四半期報告書に記載された同日現在対象者が保有する自己株式数(566,800 株)を控除した株式数(42,860,700 株)に係る議決権の数(428,607 個)を分母として計算しております。

(注2) 「議決権所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注3) 「取得価額」にアドバイザー費用等は含まれておりません。

4. 異動の日程(予定)

平成 29 年 1 月 26 日(木曜日)(本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

当該子会社の異動が当社の今期業績予想に与える影響については、現在精査中であり、業績予想に修正が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以 上